

NHK オンデマンド in CATV-VOD サービス

利用規約

日本放送協会（以下「NHK」といいます）が別紙記載のケーブルテレビ事業者（以下単に「CATV 事業者」といいます）の運営する CATV-VOD サービス（CATV 事業者が提供するデジタル放送サービス上で提供されるビデオオンデマンドサービスをいいます）を通じて行う「NHK オンデマンド in CATV-VOD サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用を目的とした契約は、以下の条項によるものとします。

第1条（規約の適用）

1. この規約は、NHK が提供する本サービスの利用に関し、適用されます。
2. NHK は、利用者にその内容を通知することによりこの規約を変更することがあります。本条第4項本文の規定により当該変更の効力が生じた後は、利用者は変更後の規約に従うものとします。
3. NHK は、本サービスに関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法、料金表等（以下「個別規定等」と総称します）を別途定め利用者に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの規約の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。この規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に利用者は従うものとします。
4. 前二項の通知については、CATV-VOD サービスにおいて、本サービスに関して NHK が運用するサイト（以下「本サイト」といいます）上またはその他の方法によって、効力発生まで相当の猶予期間をもって掲示または通知し、当該猶予期間を経過することによって利用者との間で効力が生じたものとします。なお、NHK から利用者へのその他の通知についても、この規約上別段の定めがある場合を除いては、本項本文の方法によって効力を生じるものとします。

第2条（用語の定義）

この規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) NHK オンデマンド in CATV-VOD サービス（本サービス）

CATV-VOD サービスに関する利用契約を締結した者に対して、この規約に基づき、NHK が、NHK の放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含みます）を、日本国内において、電気通信回線を通じて、一般の利用に供するサービスおよびこれに附帯するサービスの総称

(2) 利用者

CATV 事業者との間で CATV-VOD サービスに関する利用契約を締結した上で本サービスを利用する者

(3) コンテンツ

NHK が本サービスとして次号から第6号までのサービス形態により提供（有償・無償を問いません）する NHK が放送した放送番組およびその編集上必要な資料

(4) 単品

コンテンツを1作品ごとに提供するサービス形態

(5) パック

コンテンツを複数作品まとめて1つのものとして提供するサービス形態

(6) 月額見放題パック

特定範囲の複数のコンテンツを個々の作品については入れ替わりがあることを前提として当月月初から月末までの1か月間を視聴単位として提供するサービス形態で、見逃し見放題パックと特選見放題パックとして提供

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、別紙「サービス概要書」のとおりとします。ただし、本サービスの詳細については、利用者に通知した上で、そのつど追加・変更するものとします。

第4条（コンテンツの購入）

1. コンテンツを視聴するには、次条で定める手続きを本サイト上で行いこの規約に同意した上で、サービス形態に対応する利用料金を負担して一定期間（以下「視聴期間」といいます）コンテンツを視聴する権利を得ること（以下「コンテンツの購入」といいます）が必要です。
2. コンテンツを購入できるのは、CATV事業者との間でCATV-VODサービスに関する利用契約を締結している者のみです。
3. 前項の契約を解除、解約、終了等した者は、コンテンツを購入することができません。

第5条（コンテンツの利用料金と購入の流れ）

1. NHKは、利用料金について別途定め、コンテンツの購入申し込みを受け付けるCATV-VODサービスの利用画面上に表示する方法により利用者に通知します。利用者が各コンテンツについて表示される利用料金を確認した上でテレビ画面上で購入手続きを行い、NHKにより購入確認がなされた時点で、NHKと利用者との間でコンテンツ購入契約が成立します。
2. 月額見放題パックの購入について、前項のほか、別途CATV事業者が定める方法によってもNHKとの間でコンテンツ購入契約を締結することができます。
3. 月額見放題パックのうち見逃し見放題パックの購入については、契約日を含む当該月を無料とし、翌月分より利用料金を支払っていただきます。ただし、利用者が当該月中に解約した場合は、当該月分の利用料を支払っていただきます。なお、特選見放題パックの購入については、契約日を含む当該月から課金されます。
4. 月額見放題パックの購入について、いったん購入契約が成立した後は、利用者からの解約の申し入れがない限りは自動更新するものとします。
5. コンテンツ購入契約の成立後は、この規約に別段の定めがない限りは、NHKは利用料金の返金または課金の中止は行いません。

第6条（支払方法）

利用者は、CATV事業者に対して、CATV事業者に登録した支払方法により、CATV-VODサービスの利用料と合わせて本サービスの利用料金を支払うものとします。

第7条（利用料金の回収代行）

1. NHK は利用者に対して有する利用料金の回収業務を CATV 事業者に委託します。
2. 利用者は利用料金を CATV 事業者 に対してまたは CATV 事業者から再委託を受けた課金代行業者 に対して支払っていただきます。
3. 利用者は、利用料金に係る債権について、NHK が CATV 事業者に対しておよび CATV 事業者から再委託を受けた課金代行業者に対して、利用者への個別の通知をすることなく譲渡する場合があることを承諾します。
4. 利用料金の支払時期および支払方法は、CATV-VOD サービスに関する利用契約または課金代行業者が定める方法によるものとします。

第8条（放送内容との異同等）

コンテンツについては、NHK が放送した内容とほぼ同内容にて提供する予定ですが、次の場合はこの限りでなく、このことを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 現存する放送番組テープの保存状況によって、放送時点における画質・音質と異なることがあります。なお、記録映像等放送時点においてすでに画質・音質の劣化がみられるものがあります。
- (2) 著作権法上の制約または個人のプライバシー保護等の観点から、放送内容の一部について改変しているものがあります。
- (3) コンテンツ中、副音声サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは2か国語放送、解説放送等の副音声サービスは提供しません。
- (4) コンテンツ中、字幕サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは字幕サービスは提供しません。

第9条（購入・視聴障害、保守）

1. 利用者から NHK または CATV 事業者に対して、購入・視聴障害が発生した旨の通知があった場合には、NHK および CATV 事業者は、速やかにシステム状況を調査し、NHK の設備（NHK から第三者に運用を委託した設備を含みます）または CATV 事業者の設備（CATV 事業者から第三者に運用を委託した設備を含みます）に異常が認められたときは、異常設備を有する NHK または CATV 事業者の責任において必要な措置を講じます。
2. NHK は、次のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
 - (1) 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 電気通信事業者が自社のシステム保守を緊急に行う場合、または電気通信事業者の電気通信設備等に障害が生じた場合
 - (6) その他 NHK または CATV 事業者が運用上または技術上の理由から本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. NHK または CATV 事業者は、定期的なシステムメンテナンスを行うため、事前に利用者に通知した

上で、システムの全部または一部の運行を停止することがあります。

4. 第2項各号もしくは前項のいずれか、または、その他の理由により本サービスの提供の遅延または中断が発生したとしても、それに基づく損害に対して、この規約で特に定める場合を除き、NHK および CATV 事業者は利用者に対して一切責任を負いません。

第10条（コンテンツの提供中止）

1. NHK がコンテンツの瑕疵等、相当の理由をもってコンテンツの提供を中止する場合、たとえ視聴期間が未了であっても、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
2. 前項により視聴期間が未了のコンテンツの提供を中止したことが原因で視聴不能となった場合に限り、利用料金について次の処理を行います。
 - (1) 購入済みの単品コンテンツについては、NHK が料金の収受を行わないか、または、収受済みの場合には当該利用料金を NHK から利用者に返還するものとします。
 - (2) 単品以外の購入済みコンテンツの場合は、原則として、特段の手続きを取らず、定められた利用料金を収受するものとします。

第11条（著作権等）

本サービスを通じて NHK から提供されるサービス（コンテンツの映像、音声、文字等を含みます）に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、NHK または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、コンテンツの購入によって利用者にはいかなる権利も付与されるものではありません。

第12条（禁止事項）

利用者は、購入したコンテンツを個人として視聴するものとし、本サービスを利用して、または、その利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。

- (1) 日本国外から本サービスへアクセスして本サービスを利用する行為
- (2) 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させる行為
- (3) 本サービスにより配信される映像、音声、文字等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、上映、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様で利用する行為
- (4) 本サービスにおいて施されているコンテンツ保護技術を改変その他の方法によって無効化する行為
- (5) 本サービスにおけるコンテンツ配信サービスの利用、レビュー機能の利用その他のサービス利用において、NHK、CATV 事業者または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為
- (6) NHK または CATV 事業者の通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為
- (7) 本サービスが視聴者レビュー等の書き込み機能を有する場合において、利用者または第三者の営利を目的とする利用行為
- (8) 前各号のほか、法令に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、NHK または CATV 事業者の信用を毀損する行為その他 NHK または CATV 事業者に不利益を与える行為

第13条（提供の一時停止）

1. NHK は、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の

提供を一時停止することがあります。

- (1) 本サービスを含めた CATV-VOD サービスにより発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合
 - (2) その他利用者が NHK とのコンテンツ購入契約または CATV-VOD サービスに関する利用契約に違反した場合
2. 前項の停止によって、すでに購入済みのコンテンツが視聴できなくなったとしても、停止を受けた利用者は NHK および CATV 事業者に対して異議を申し立てることができず、また、当該コンテンツの利用料金の全部または一部の支払いを免れるものではありません。

第 14 条 (コンテンツ購入契約の解除・終了)

1. NHK は、利用者が本サービスにより発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合、相当の期間を定めて催告した上、利用者に対する本サービスを停止してコンテンツ購入契約を解除できるものとします。
2. NHK は、利用者が本サービスを法令に違反する目的もしくは第 12 条の禁止行為を行う目的で利用しまたは利用する明白なおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに利用者に対する本サービスを停止してコンテンツ購入契約を解除できるものとします。
3. 前二項に基づき NHK との契約を解除された者が、新たにコンテンツの購入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。新たなコンテンツの購入を認めるか否かについては NHK が判断し、可とする場合は、新たなコンテンツ購入契約を締結するものとします。
4. 次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、コンテンツ購入契約は直ちに終了するものとします。なお、この場合、利用者がそれまでに支払った利用料金の返金または課金の中止はいたしません。
 - (1) NHK または CATV 事業者の配信設備に不可抗力により回復不能の損害が生じた場合
 - (2) その他 NHK が本サービスを提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合

第 15 条 (契約義務違反等)

利用者がコンテンツ購入契約に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、NHK、CATV 事業者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

第 16 条 (CATV-VOD サービス提供停止または同サービス利用契約の解除後の取り扱い)

1. 利用者の責めに帰すべき事由により CATV-VOD サービスが提供停止または CATV-VOD サービスに関する利用契約が解除された場合は、利用者は本サービスを利用できなくなり、当該利用者において購入済みのコンテンツの視聴期間が未了であっても、提供停止または契約解除の効力が発生した時点で、当該利用者は当該購入済みのコンテンツを視聴できなくなるものとします。
2. 前項によりすでに購入済みのコンテンツが視聴できなくなったとしても、当該利用者は NHK および CATV 事業者に対して異議を申し立てることができず、また、当該コンテンツの利用料金の支払いを免れるものではありません。

第 17 条 (利用者による月額見放題パックのコンテンツ購入契約の解約)

利用者が月額見放題パックのコンテンツ購入契約を解約する場合は、利用者による解約の意思表示がNHKに到達した日を含む月の末日において解約の効力が生じるものとします。

第18条（提供の終了）

利用者が締結していたCATV-VODサービスに関する利用契約が終了した場合、当該利用者に対する本サービスの提供も同時に終了します。

第19条（契約の終了後も効力を有する条項）

単品およびパックのコンテンツ購入契約が履行完了または解除された場合、ならびに、月額見放題パックの購入契約が解約または解除された場合においても、第11条（著作権等）、第12条（禁止事項）、第13条（提供の一時停止）第2項、第15条（契約義務違反等）、第16条（CATV-VODサービス提供停止または同サービス利用契約解除後の取り扱い）第2項、第24条（利用者の個人情報の取り扱い）および第25条（準拠法および合意管轄）の各規定はなお効力を有するものとします。

第20条（権利の譲渡等の禁止）

利用者は、NHKとのコンテンツ購入契約上の権利、義務その他コンテンツ購入契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

第21条（業務の委託）

NHKは、本サービスの業務の一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。また、本サービスの全部についてNHKの関連団体に運営委託することがあることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

第22条（本サービスの終了）

1. NHKは、NHKの判断において、コンテンツ購入契約の有効期間中であっても、本サービスを終了させることができるものとします。
2. 前項の場合、NHKは本サービスの終了を決定し次第、適切な方法によって利用者に対して本サービス終了の予告通知を行います。通知の方法については、第1条第4項の規定を準用します。

第23条（法律行為等の代理）

1. NHKは、本サービスに関わるNHKと利用者間のコンテンツの購入、利用料金の請求その他の法律行為および事実行為（以下併せて「法律行為等」といいます）について、CATV事業者に代理権その他の権限（以下併せて「権限」といいます）を付与することがあります。その場合にCATV事業者が利用者に対して行った法律行為等については、NHKに効果が帰属するものとします。
2. 前項の規定により権限を付与した法律行為等について、利用者がCATV事業者に対して行った行為その他の意思表示は、CATV事業者に到達した時点でNHKに到達したものとみなします。また、CATV事業者が利用者に対して行った行為その他の意思表示は、法令に別段の定めがある場合を除き、利用者がCATV事業者に提出している住所その他の連絡先に対して発信または発送することで足りるものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第24条（利用者の個人情報の取り扱い）

1. 利用者においてNHKとのコンテンツ購入契約に違反する行為があった場合において、NHKが違反行為に対処するために必要とする当該利用者の個人情報をCATV事業者がNHKに対して提供することを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の規定は、利用者からCATV事業者に対して本サービスに関する問い合わせ・苦情等があり、これに対応するためCATV事業者がNHKに対して、当該利用者の個人情報を提供する場合にも準用するものとします。
3. NHKは、前二項により取得した利用者の氏名、電話番号、住所または居所、請求書の送付先等の個人情報については、NHKが別途定めている「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程～NHKオンデマンドサービス編～」の趣旨に則り、適切に取り扱うものとします。

第25条（準拠法および合意管轄）

1. コンテンツ購入契約の準拠法は日本法とします。
2. コンテンツ購入契約に関してNHKと利用者との間に生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）

NHK および利用者は、この規約に定めのない事項またはこの規約の各条項の解釈に関して生じた疑義については、誠意をもって協議の上解決するものとします。

以上

制定：2009年9月1日

改定：2010年3月29日

発効：同日。但し、第5条第3項については、同年4月1日発効。

改定：2011年3月1日

発効：同日

改定：2011年4月1日

発効：同日

別紙 ケーブルテレビ事業者

八王子テレメディア株式会社 (JCN 八王子)
株式会社 JCN コアラ葛飾 (JCN コアラ葛飾)
株式会社大田ケーブルネットワーク (JCN 大田)
武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社 (JCN 武蔵野三鷹)
マイ・テレビ株式会社 (JCN マイテレビ)
株式会社 JCN 横浜 (JCN よこはま)
株式会社ケーブルネットワーク千葉 (JCN 千葉)
株式会社シティテレビ中野 (JCN 中野)
株式会社 JCN 船橋習志野 (JCN 船橋習志野)
株式会社鎌倉ケーブルコミュニケーションズ (JCN 鎌倉)
いちかわケーブルネットワーク株式会社 (JCN 市川)
熊本ケーブルネットワーク株式会社 (JCN 熊本)
小田原ケーブルテレビ株式会社 (JCN 小田原)
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
ひまわりネットワーク株式会社
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
株式会社 JCN 埼玉(JCN 埼玉)
知多メディアスネットワーク株式会社
大分ケーブルテレコム株式会社
近鉄ケーブルネットワーク株式会社
株式会社テレビ岸和田
株式会社 KCN 京都
こまどりケーブル株式会社
日野ケーブルテレビ株式会社 (JCN 日野)
ミクスネットワーク株式会社
株式会社南東京ケーブルテレビ

サービス概要書

本サービス概要書は、NHKオンデマンドのサービス内容について定めるもので、「NHKオンデマンド in CATV-VOD サービス 利用規約」と一体をなすものです。

1. 提供端末

CATV-VOD サービス対応受信機（本サービスを利用可能な端末設備に限る。）

2. 提供番組

	見逃し番組		特選ライブラリー番組	特選プレミアム番組
	一般番組	ニュース番組		
内容	NHKの4つのチャンネル（総合、教育、BS1、BSプレミアム）の放送番組の中から提供	おはよう日本 正午のニュース BS列島ニュース ニュース7 ニュースウォッチ9	NHKが過去に放送した番組の中から、特選プレミアム番組を除いて提供	NHKが過去に放送した番組の中から、本サービスにおける配信開始から約3か月以内の新作番組及び海外ドラマ等 NHKが外部から購入した番組を提供
更新頻度	随時更新		定曜定時に更新	定曜定時に更新
提供開始	原則、放送終了後から24時間以内	随時		
公開期間	提供開始から約14日間（※1）。	提供開始から約1週間		

※1 著作権者等から許諾を受けた範囲内に短縮することがあります。

3. 動画配信形態

ストリーミング	MPEG2 TS 14.5Mbps程度 / 7Mbps程度
音声モード	モノラル/ステレオ
解像度	1440×1080 / 720×480

4. 提供番組別のサービス形態

提供番組	サービス形態		
	単品	パック	月額見放題パック
見逃し番組（一般番組）	○		○（※2）（※3）
見逃し番組（ニュース番組）			○（※3）
特選ライブラリー番組	○		○（※3）
特選プレミアム番組	○	○	

※2 見逃し番組（一般番組）のうち一部の番組について、月額見放題パックではご覧いただけないことがあります。

※3 月額見放題パックは、見逃し見放題パックと特選見放題パックとして個々に提供します。

以上